



始まります！ 確定申告

平成18年分の住民税と所得税の申告
相談が2月5日(月)から始まりま
す。各自の地区指定日(注)正しく申告でき
るよう、記載事項をよく読んで準備を
してください。

●平成18年分の主な税制改正

▽定率減税額の引き下げ
定率減税の額については、次
のように引き下げられ、平成19
年分からは廃止となります。

改正後	平成18年分の定率減税額 所得税額の10%相当額 (上限12万5千円)
改正前	平成17年分の定率減税額 所得税額の20%相当額 (上限25万円)

●農業所得標準の廃止

平成19年分の申告(平成20年
2月3月)から農業所得につ
いて標準の適用が廃止となり、
すべての農家が収支計算による
申告になります。

収支計算に移行することに
よって、平成19年1月からは農
家の方ご自身が実際の収入、支
出を記載するとともに領収書等
を保存する必要があります。
今回(平成18年分の申告)が
農業所得標準適用の最後になり
ますが、収支計算は農業経営を
ご自分で把握できる申告方法で
すので、早めに移行することをお
すすめします。

●申告相談時の注意点

(共通事項)

▽申告相談は申告予備日も含め、
各旧町単位で行います。2月28
日は書類整理のため、申告でき
ません。また、地区指定のない
申告予備日を設けましたが大変
混雑しますので、なるべく地区
指定日においでください。

▽国民年金等保険料の支払額を
証明する証書が必要となります

ので、申告相談時にお持ちくだ
さい。

▽不動産収入があった方は、支
払証書を確認させていただきま
すので、申告相談時にお持ちく
ださい。

▽農家の方は、1月下旬に秋田
しんせい農協より、農業収入に
関する資料が郵送されますので、
それを参考に収支計算ノートを
作成すると共に、申告相談時に
もお持ちください。

(象潟地域)

▽従来は税務課からの案内通知
により申告相談を実施しており
ましたが、昨年より案内通知を
送付しておりませんので、各自
の地区指定日を確認のうえ、申
告相談においでください。

(仁賀保地域)

▽昨年よりむらすぎ荘で実施し
ていた地区については、引き続
き市役所仁賀保庁舎大ホール
(前講場)で実施しますので、
間違いのないように注意してく
ださい。

●住民税(市・県民税)、 所得税の申告が必要な人

平成19年1月1日に本市に住
所がある人、または住んでいる
人で次に該当する場合は住民税、
所得税の申告が必要です。

- ①平成18年1月1日から12月31
日までに所得のあった人
- ②給与所得者で勤務先から給与
支払報告書が提出されていな
い人
- ③事業(卸小売業等の営業、農
業、漁業)をしている人
- ④不動産収入(家賃、地代等)
があった人
- ⑤土地や建物を売り、譲渡所得
があった人
- ⑥給与収入が2千万円を超えた
人
- ⑦給与や退職所得以外の所得金
額が20万円を超えた人
- ⑧2方以上から給与を受けた
人
- ⑨所得の有無にかかわらず次の
人
・国民健康保険加入者
・所得および課税等証明書を
必要とする人(他市町村の人
に扶養されている人など)

●その他の注意点

申告しない場合は、無申告加
算税が追加されることがありま
す。

また、国民健康保険税の軽減
を受けられなかったり、所得証明
書等が発行できなかったり、忘れ
ずに期限内に申告してください。

会社を中途退社された方や年
末調整できなかった方も雑損・
医療費・社会保険料・障がい者な
どの所得控除を申告できます。

※パソコンによる申告相談です
ので申告書用紙には、住所お
よび氏名等を記入しないでお
持ちください。
申告会場では、受付より番号
札を受け取り自分の順番をお
待ちください。

●収支内訳書の記載について

事業をしている方は、収支内
訳書を必ず記載し、項目別に各
領収書控や証明
証書等を整理の
うえ、お越しく
ださい。

●不動産の申告

償却資産とは、工場や商店
などを経営している方が、事
業のために使用する機械、器
具、備品などの資産のことを
いいます。(事業には農業も
含まれます)

このような償却資産をお持ち
の方は、平成19年1月1日
現在所有する償却資産につい
て、申告書に記載し税務課ま
たは各庁舎市民サービスセン
ター総務班に提出してくださ
い。

この申告は、確定申告の減
価却費の申告とは、別のも
のですのでご注意ください。
提出期限 1月31日(必着)
なお、平成18年中に新規に
資産を取得した方で、申告書
用紙が届いていない場合は、
税務課までご連絡ください。

◎お気軽にご相談ください

(電話でのお問い合わせは、なるべく申告期間前をお願いします)

- 本荘税務署 ☎22-2335 (代表)
税務課市民税係 ☎43-7505 (直通)
金浦市民サービスセンター総務班 ☎38-4300 (直通)
仁賀保市民サービスセンター総務班 ☎32-3030 (直通)

日程は11ページを
ご覧ください